

令和5年（ワ）第1113号 結婚式場解約金条項使用差止請求事件

原告 特定非営利法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

原告第3準備書面

～主として消費者契約法10条に関する主張として～

令和6年5月2日

神戸地方裁判所 第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 内 橋 一

弁護士 加 藤 昌

弁護士 谷 口 芙 美



第1 消費者契約法10条（その1） 民法703条、民法545条1項

双務有償契約が解消された場合、既払対価については不当利得として返還を要する（民法703条、民法545条1項）。

被告は、この点について、本件挙式披露宴実施契約が解約されたことにより、被告が消費者に対し損害賠償請求権を取得し、これを申込金相当額の不当利得返

還請求権と相殺するから、返金の必要はないと主張している（答弁書 3 頁～ 4 頁）。

この被告の主張のうち、自働債権たる被告の消費者に対する損害賠償請求権について考えると、そのような損害賠償請求権が、特に本件挙式披露宴実施契約が披露宴当日よりもはるかに以前に成立し、成立直後に解約されたような場合に存在するとは考えられない。

「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。」（民法 415 条 1 項本文）が、そのために債権者が主張立証すべき要件事実は、①債権の発生原因事実（契約の締結）、②債務不履行の事実、③損害の発生及びその額、④債務不履行と損害との因果関係である。

被告は、本件挙式披露宴実施契約が準委任契約ではない無名契約であるとするが、その場合、上記②に関し、当該無名契約に基づき消費者が負担する「債務の本旨に従った履行」とは何であるのか（中途解約が認められないような債務内容なのか）を、上記③④に関し、その損害額が常に 20 万円以上であることを、それぞれ主張立証しなければならないはずである。

ところが、答弁書では、自働債権に関する被告の主張立証は見当たらない。

例えば、披露宴当日よりも 1 年以上前に本件挙式披露宴実施契約が解約された場合に、その損害額が大部分につき常時 20 万円に達する程度であることが立証されないのであれば、本件解約料条項は、20 万円の損害額を根拠なく擬制することにより、披露宴当日よりも 1 年以上前の解約につき定める部分について、「事業者は給付を提供しなければ、前払いを受けた対価を消費者に返還しなければならない」という給付の対価的均衡に反して、消費者の有する不当利得返還請求権（民法 703 条、民法 545 条 1 項）を一方的に剥奪するものにほかならず、消費者契約法 10 条違反と評価されることになる。

準委任契約の場合、民法651条2項、648条の2第2項に基づき、途中解約しても、委任者は損害賠償や報酬の支払義務を負わない。

被告は、この点について、本件挙式披露宴実施契約は、準委任契約ではなく無名契約であると主張するにとどまる。

しかし、混合契約については、以下のような議論がある。

民法の定める典型契約は、実際の契約の内容が不明瞭ないし不完全な場合にこれを補うための解釈基準を提供する機能を果たすだけでなく、契約関係の形成、契約内容の確定、契約の解釈などの契約問題を法的に構成するための準拠枠を設定し、契約問題に関する法的な議論・了解を可能にする機能（準拠枠設定機能）、及び、社会において合理的な内容として認知された契約内容を提示し、契約問題を解決するための具体的な基準を与える機能（内容形成機能）がある。したがって、典型契約に定められた諸規定は、他の類似の契約に対して類推適用されうる（又は、されるべき）規範たる役割をも担っている。このような考え方からすれば、典型契約に定められた法準則は、非典型契約についても同一の法的理由がある場合には類推適用がなされるべきものである。

混合契約とは、二つ以上の典型契約の要素が混合された契約（正確には、一つの典型契約の構成分子と、他の典型契約の構成分子またはどの典型契約の構成分子でもない分子を含む契約）をいう（例えば製作物供給契約など）。

混合契約においては、混合契約中にある各典型契約的要素につき、それぞれの要素に対応する規範で規律すべき法的理由がある場合には、当該類似する典型契約の規定が類推適用される。

たとえば、委任に関する民法規定は、他人の事務を処理する法律関係の通則であり、混合契約であって、他人に信頼されてその者の事務を処理する地位にある者の関係には、委任に関する民法規定が類推適用される。

したがって、本件挙式披露宴実施契約は、準委任契約ではなく無名契約であるとしても、なお、民法651条2項、648条の2第2項の類推適用は考えなけ

ればならない。

本件解約料条項は、消費者が披露宴当日より起算して解約日が181日前までに解約した場合には、たとえその解約の時期が披露宴当日よりも1年前であろうとも、申込金全額（20万円）及び実費の支払を求める内容のものであり、披露宴当日よりもはるか前である解約時以前では、被告は、消費者に対し、解約された本件挙式披露宴実施契約のために特段の費用支出を要する役務を提供しておらず、消費者が解約時までには本件挙式披露宴実施契約により手中におさめた利益は存在していないとともに、本件挙式披露宴実施契約の成立から解約時点までの期間中、本件挙式披露宴実施契約があるため式場及び時間枠がこれに占拠されていたため、被告が別の消費者との取引機会を失って、常時20万円の損失を被ったという事実が特段の立証がされておらず認められないことからすれば、本件解約料条項は、損害賠償請求を認めないとする任意規定（民法651条2項）及び報酬請求を認めないとする任意規定（民法648条の2第2項）からの乖離の程度、あるいは消費者と事業者との間の権利義務関係の不均衡の程度が、著しく大きいものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条に該当する。

第3 消費者契約法10条後段の信義則違反の評価根拠事実について

上記第1、第2で論じたもののほか、さらに本件解約料条項については、以下の点で消費者契約法10条後段の信義則違反が認められる。

1 解約料条項についての信義則の現れ方について

消費者契約においては、契約の解除に伴い不当に高額な損害賠償（解約料）を定める契約条項を根拠として、事業者が消費者に対して解約料の支払請求をすることは許されない。

そのような付随的な契約条項は、契約の給付や対価と異なり、契約締結時には消費者の意識の外にあり、消費者の意思的関与の希薄さや、実質的交渉の欠

如により、当事者双方が契約内容の形成に関与することによる内容の合理性の保障が働かない特徴がある。

このような、約款が利用された消費者契約における情報の質と量及び交渉力の格差に起因する「希薄な合意」による消費者の自己決定基盤の喪失に対し、事業者にはその補填の意味で消費者の利益への適正な顧慮義務が認められる。

この消費者の利益への適正な顧慮義務こそが、消費者契約法10条後段にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則」（信義則）の内実である。

特に、解約料を定める約款上の契約条項については、以下のような点で、消費者の利益への適正な顧慮義務がある。

- ① 事業者は、消費者に対し、いまだ給付がなされていない商品・役務の対価を請求することはできず、解約時において既に提供済みの商品・役務の対価保持が認められるにすぎない。
- ② 消費者契約においては、事業に伴い多数の同種の契約がなされるのだからその中で平均的に損害が填補されて利益が得られれば十分であり、解約された契約の個別具体的事情を捨象して客観的に損害を把握するべきものであって、特定の消費者と締結した契約が解約されて損害が生じたとしても当該解約をした消費者に対して直ちに逸失利益の賠償を求めるべきではなく、ただ、約定された履行期が近接している時期の解約については、事業者において他の顧客を獲得することが不可能となり、客観的に高い蓋然性をもって利益を得る機会を喪失したと認められるため、その程度に応じて逸失利益の賠償も認められるが、それは履行期が近接している時期の解約について妥当することであり、履行期よりもはるかに遠い時期の解約については直ちに逸失利益の賠償が許されるわけではない。
- ③ 消費者契約においては、不特定多数の消費者との間で画一的かつ大量に取引がなされる特徴があり、事業者においては、消費者からの解約がある程度定型的に一定の確率で発生する状況を踏まえて取引全体で発生するリスク

を計算し、価格設定をするべきであるとともに、解約を受けた事業者は、その後も継続的に事業を営む中で市場において新たな取引機会を得る努力を怠ってはならない。その意味では、事業者において売上予測を確実にするため、あるいは顧客を早期に囲い込むために解約料条項を用いることは、損害賠償の予定の本来の在り方とははずれており、不当性を帯びる。

- ④ 消費者契約法9条1項1号の「平均的損害」概念は、消費者契約法10条の信義則の判断においても考慮要素となりうると考えられるが、これは単に民法上の「損害」概念を前提として「逸失利益の平均化」を求めるものではない。消費者と事業者との間で情報の質及び量並びに交渉力の格差が存することに着目すれば、履行期前の段階では、消費者が、事取引の対象である役務提供の内容を客観的に把握することが難しく、特に履行期までの期間が長期にわたる場合にあっては、消費者側に事情変更が生じ、役務の提供を受けることが困難となる状況も発生しうることに鑑み、契約締結時においては長期にわたる履行期までの期間を見通した判断をするにつき十分とはいえない情報環境下におかれていた消費者が、役務内容の不透明さ、将来における事情変更の可能性にもかかわらず契約に拘束されて、必要性・有用性に欠ける役務の受領をしなければならなくなることを回避させるという趣旨を含んでいる。このような消費者保護の要請は、契約締結後その履行期までが長期にわたる場合における、履行期よりもはるかに早期の解除の場合に、特に強く妥当するものである。

- ⑤ 解約の時期が履行期よりもはるかに早期であり、契約時における商品・役務の内容や対価がいまだ流動的であったり、早期の契約締結後も履行期までに一定率の解約がなされることが定型的に予想される場合においては、客観的に高い蓋然性をもって履行利益の獲得が見込まれる時期に至るまで、事業者は当該履行利益を具体的に確保し得る地位にあるとは言えず、むしろ事業者において解約後に新たな取引機会獲得に向けた正常な努力が要求される

ことに鑑み、逸失利益の賠償はもとより、原状回復的な損害についても、商品・役務の価格に転嫁された織り込み済みのものとして、解約料不発生の時期の設定が要求される。

2 本件解約料条項の消費者契約法10条後段該当性

(1) 解約料不発生時期の非設定の問題点

本件解約料条項についても、上記のような一般的な解約料条項についての信義則に関する考え方が妥当する。

その中でも、本件解約料条項の特徴は、披露宴当日前181日以前の解約であっても（例えば、披露宴当日前1年6か月よりも早期の解約であっても）、申込金相当額の20万円の解約料を要求している点にある。

上記のとおり、契約時における商品・役務の内容や対価がいまだ流動的であったり、早期の契約締結後も履行期までに一定率の解約がなされることが定型的に予想される場合においては、客観的に高い蓋然性をもって履行利益の獲得が見込まれる時期に至るまで、逸失利益の賠償はもとより、原状回復的な損害についても、商品・役務の価格に転嫁された織り込み済みのものとして、解約料不発生の時期の設定が要求されていると考えられる。

すなわち、本件解約料条項については、上記①の点からすれば、本件の申込金相当額の20万円の解約料は、いまだ給付がなされていない商品・役務の対価の強取と評価されるものであり、上記②の点からすれば、客観的に高い蓋然性をもって履行利益の獲得が見込まれるような履行期が近接している時期の解約ではなく、履行期よりもはるかに遠い時期の解約について逸失利益を算定することはできず、上記③の点からすれば、取引全体で発生するリスクを計算した価格設定や解約後の継続的に事業を営む中で市場において新たな取引機会を得る努力を前提とせずに申込があれば当然売上有るものとして逸失利益を算定することは事業者の怠慢であって許されず、上記④の点からすれば、長期にわたる履行期までの期間を見通した判断をするに

つき十分とはいえない情報環境下におかれていた消費者においては、その情報の質と量並びに交渉力の格差が如実にあらわれるものであり、必要性・有用性に欠ける役務の受領をしなければならなくなることを回避するため、履行期前よりもはるかに前の段階で解約した場合にまで解約料の請求を求めることは消費者契約法10条が予定する消費者への配慮義務に反するとともに、上記⑤の点からすれば、解約の時期が履行期よりもはるかに早期である以上は、一定頻度で予測しうる解約については価格に転嫁された織り込み済みのものとして、あらためて損害の賠償を求めることはできないと解される。

したがって、本件解約料条項には、本件解約料条項の消費者契約法10条後段該当する信義則違反が認められる。

最判平成18年11月27日民集60巻9号3437頁は、「一人の学生が特定の大学と在学契約を締結した後に当該在学契約を解除した場合、その解除が当該大学が合格者を決定するに当たって織り込み済みのものであれば、原則として、その解除によって当該大学に損害が生じたということではできないものというべきである。…したがって、当該大学が合格者を決定するに当たって織り込み済みのものと解される在学契約の解除、すなわち、学生が当該大学に入学する（学生として当該大学の教育を受ける）ことが客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点よりも前の時期における解除については、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないものというべきであり、学生の納付した授業料等及び諸会費等は、原則として、その全額が当該大学に生ずべき平均的な損害を超えるものといわなければならない。」と判示している。

客観的に高い蓋然性をもって履行が予測される時点よりも前の時期における解除による損害については、他の消費者との間で締結される多数の同種契約における価格に転嫁されて織り込み済みのものであり、このような時期における解除については事業者が生ずる損害は存在しないのであり、本件解

約料条項は、このような損害が生じない時期について一切考慮することなく、披露宴当日前よりはるかに遠い時期における解除についても、20万円の解約料を求めている点で、信義則に反している。

(2) 標準約款との抵触

事業者団体が推奨する標準約款であると評価しうる、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会（被告もこの協会に加盟している。）が公表している「挙式・披露宴会場における改訂モデル約款」においては、1年以上前の解約については解約料を徴収しない取扱いが規定されており、少なくとも披露宴当日前よりはるかに遠い時期における解除については解約料なしに解約を認めるのが、この種の業界における事業者の通例であると言える。

一般に、標準約款との乖離は、消費者契約法10条後段の信義則違反を推知させると言われているが、その意味内容は、次のようなところにある。

本件で、仮に消費者が情報の質と量並びに交渉力につき被告と格差のない状況であったとすれば、消費者は、被告が加入している公益社団法人日本ブライダル文化振興協会の標準約款においては1年以上前の解約については解約料を徴収しない取扱いをするとの契約条項があることを「知っており」（情報の質と量に格差がない状態）、その知識をもとに、被告が上記標準約款とことなり、披露宴当日前181日以前の解約であっても申込金相当額の20万円の解約料を要求する本件解約料条項を設けることについては受け入れがたいとして「契約交渉において排除を求め」（交渉力に格差がない状態）、被告が本件解約料条項を上記標準約款と同様の契約条項に改めない限り、契約締結には至らなかったであろうと考えられる。

すなわち、消費者が情報の質及び量並びに交渉力につき被告と格差のない状況であったとすれば、本件解約料条項は、上記標準約款と異なるがゆえに排除されるはずであり、翻って言えば、上記標準約款と異なる本件解約料条項を被告が利用することができるのは、消費者との間に存する「情報の

質及び量並びに交渉力の格差」を濫用しているからにほかならない。上記標準約款と異なっている本件解約料条項は、「情報の質及び量並びに交渉力の格差」を被告が濫用した「悪しき成果物」として、被告の本件利用規約に置かれているものである。したがって、本件解約料条項は、上記標準約款における条項と異なる点で、消費者契約法10条後段の信義則違反を構成する。

(3) 過去における被告による解約料不発生時期の設定

被告は、適格消費者団体である全国消費生活相談員協会からの申入れに応じて、解約日が披露宴等当日の1年以上前の場合には解約料を徴収しない取扱いをする旨、約束をした経緯がある。

被告は、前言を翻しているものであり、自己の従前の態度に矛盾する行動をしているものであり、明らかに信義則に反している。

(4) 許されざる「地位の対価条項」との近似

最判平成18年11月27日民集60巻9号3437頁は、入学金に関しては、大学に入学し得る地位又は学生たる地位を取得するなどしてその対価を享受したものであるから、その後に入学金を辞退としてもその返還を求めることはできないと判示している。

本件で、被告は、解除の時期いかに問わず、申込金相当額20万円の返還を拒んでいるものであり、これはあたかも申込金が地位の対価であるかのように機能していることになる。

しかし、「入学金＝地位の対価」の論理が成り立つ根拠としては、①対外的に一定の社会的価値を有する「当該大学の学生」という身分を取得することに対する対価であるとみられること、②大学側からの解約権の放棄が確約され、当該大学に入学し得る地位を保持できること（滑り止め）に対する対価であるとみられること、③入学の準備手続費用の必要性があること、等が挙げられている。

本件の申込金については、上記①ないし③のような観点から見て、大学の

入学金と類似した点は皆無であり、「地位の対価」ではありえないのに、それと同様の機能を持つことになる。

(5) 透明性の原則への抵触

また、被告による解約時期を問わない申込金相当額20万円の保持の正当化は、単に抽象的に、解約による損害賠償請求権を自働債権とする相殺であるだけで述べれば足りるものではなく、一般的に解除の時期が損害賠償額の算定に影響すると考えられているにもかかわらず、解除の時期を問わずに一定額の損害賠償額の予定を契約条項として定めることにつき、具体的な理由を示す必要がある。被告による信義則における評価根拠事実あるいは評価障害事実の主張が現状では欠けている。このような、本件解約料条項における、解約時期を問わない申込金相当額20万円の保持の正当化について、何らの言及がなされていないことは、透明性の原則に違反するものであると言え、信義則違反を根拠づけることになる。

以 上